

[事案 15-8] 保険料返還請求

- ・平成 15 年 9 月 5 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 11 月 19 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

営業職員から 60 歳払込終了と説明を受けて加入した。

保険証券には「払込期間 17 年、60 歳払済」と記載されており、満 60 歳を過ぎた 3 ヶ月分の保険料が銀行口座から引き落としされたことは納得できないので、3 ヶ月分の保険料を返還すること。

< 保険会社側の主張 >

生命保険の仕組み上、保険料払込期間は年単位で設定されるものであり、その終期の基準とは被保険者の誕生日ではなく、契約応当日である。

誕生日以後契約応当日前月までの保険料引落しは正当である。

< 裁定の概要 >

保険証券には「保険期間の始期」と「払込期間 X 年」が記載されており、保険料払込期間は民法の一般原則が適用されるから、X 年の払込期間が終了するのは X 年後の属する始期の前月（始期が 4 月 1 日であれば終期は 3 月 31 日）である。

申立人は満 60 歳に達した以降は保険料支払義務はないと主張するが、当時の保険約款には年齢計算に関し「被保険者の年齢は満年で計算し 1 年未満の端数については、6 ヶ月以下のものは切り捨て、6 ヶ月を超えるものは 1 年とする」と規定されている。X 年間の払込期間の終了月当時の申立人の満年齢は 60 歳 3 ヶ月であり、約款所定の計算では満 60 歳となる。申立人の主張する満 60 歳に達した日の属する月をもって払込期間が終了するという意味とは解し難く、営業職員の説明に誤りがあるとまでは言えないとして、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。